



JASDAQ

平成27年5月22日

各 位

会 社 名 サンメッセ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 田 中 義 一
(JASDAQ・コード 7883)
問 合 せ 先 執行役員経理部長 千 代 耕 司
(TEL : 0584-81-9111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月22日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月25日開催予定の第70回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号。以下、「改正会社法」といいます。)によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。

当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を活用するため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、当該移行のために、定款の一部を変更するものであります。

また、改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されましたので、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することができるようにするため、定款の一部を変更するものであります。なお、責任限定契約に係る定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

その他、当社を取り巻く経営環境の変化に適切に対応していくため、取締役の員数の変更及び上記の各変更に伴う条数等の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年6月25日
定款変更の効力発生日	平成27年6月25日

以 上

【別紙】 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行どおり)
第 3 条 (機 関)	第 3 条 (機 関)
第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) (3) <u>会計監査人</u>
第 5 条 (条文省略)	第 5 条 (現行どおり)
第 17 条 第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)	第 17 条 第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)
第 18 条 当社の取締役は、 <u>1 2</u> 名以内とする。 (新 設) (取締役の選任方法)	第 18 条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、 <u>1 4</u> 名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u> (取締役の選任方法)
第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。 2 (条文省略) 3 (条文省略) (取締役の任期)	第 19 条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) (取締役の任期)
第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設) (新 設)	第 20 条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
(取締役会の招集権者及び議長)	(取締役会の招集権者及び議長)
第 21 条 (条文省略) (取締役会の招集通知)	第 21 条 (現行どおり) (取締役会の招集通知)
第 22 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。	第 22 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第24条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第25条 (新 設)</p> <p>取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を、必要に応じて取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p><u>2 取締役社長は、当会社を代表する。</u></p> <p><u>3 取締役社長のほか、取締役会は、その決議によって、当会社を代表する取締役を選定することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令</p>	<p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第24条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第25条 <u>取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p><u>2 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名を、必要に応じて取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第26条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該</p>

現 行 定 款	変 更 案
が規定する額とする。	契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
(顧問及び相談役)	(顧問及び相談役)
第29条 (条文省略)	第30条 (現行どおり)
第5章 <u>監査役及び監査役会</u>	第5章 <u>監査等委員会</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会の招集権者)</u>
(新 設)	第31条 <u>監査等委員会は、各監査等委員</u>
(新 設)	<u>がこれを招集する。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u>
(新 設)	第32条 <u>監査等委員会の招集通知は、各</u>
(新 設)	<u>監査等委員に対し、会日の3日前</u>
(新 設)	<u>までに発する。ただし、緊急の必</u>
(新 設)	<u>要がある場合は、この期間を短縮</u>
(新 設)	<u>することができる。</u>
(新 設)	2 <u>監査等委員全員の同意があると</u>
(新 設)	<u>きは、招集の手続を経ないで監査</u>
(新 設)	<u>等委員会を開催することができる。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会の決議方法)</u>
(新 設)	第33条 <u>監査等委員会の決議は、議決に</u>
(新 設)	<u>加わることができる監査等委員の</u>
(新 設)	<u>過半数が出席し、出席した監査等</u>
(新 設)	<u>委員の過半数をもって行う。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会の議事録)</u>
(新 設)	第34条 <u>監査等委員会における議事の経</u>
(新 設)	<u>過の要領及びその結果並びにその</u>
(新 設)	<u>他法令に定める事項については、</u>
(新 設)	<u>これを議事録に記載又は記録し、</u>
(新 設)	<u>出席した監査等委員がこれに記名</u>
(新 設)	<u>押印又は電子署名する。</u>
(新 設)	<u>(常勤の監査等委員)</u>
(新 設)	第35条 <u>監査等委員会は、その決議によ</u>
(新 設)	<u>って常勤の監査等委員を選定する</u>
(新 設)	<u>ことができる。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会規程)</u>
(新 設)	第36条 <u>監査等委員会に関する事項は、</u>
(新 設)	<u>法令又は本定款のほか、監査等委</u>
(新 設)	<u>員会において定める監査等委員会</u>
(新 設)	<u>規程による。</u>
(監査役の員数)	(削 除)
第30条 <u>当会社の監査役は、5名以内と</u>	(削 除)
<u>する。</u>	(削 除)
(監査役の選任方法)	(削 除)
第31条 <u>監査役は、株主総会において選</u>	(削 除)
<u>任する。</u>	(削 除)
2 <u>監査役の選任決議は、議決権を</u>	(削 除)
<u>行使することができる株主の議決</u>	(削 除)
<u>権の3分の1以上を有する株主が</u>	(削 除)
<u>出席し、その議決権の過半数をも</u>	(削 除)
<u>って行う。</u>	(削 除)
(監査役の任期)	(削 除)
第32条 <u>監査役の任期は、選任後4年以</u>	(削 除)
<u>内に終了する事業年度のうち最終</u>	(削 除)
<u>のものに関する定時株主総会の終</u>	(削 除)
<u>結の時までとする。</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(監査役会の招集権者)</u></p>	
<p><u>第33条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	
<p><u>第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p>	
<p><u>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p>	
<p><u>第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	
<p><u>第37条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	
<p><u>第38条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p>	
<p><u>第39条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p>	
<p><u>第40条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	

